



令和3年7月15日
京都市産業観光局
〔担当：農林振興室林業振興課〕
電話：075-222-3346

森林経営管理法に基づく森林所有者への経営管理意向調査を実施します

京都市では、市域面積の約4分の3を占める森林の多面的機能を最大限に発揮させるため、本年6月に「京都市木の文化・森林政策推進本部（以下「推進本部」という。）」を設置し、林業の活性化を通じた適切な森林の管理や、森林資源・空間の最大限の活用など、木の文化・森林政策を推進しています。

この度、推進本部の目標である「令和32年（2050年）までに、市内すべての人工林を適切に管理する」の達成に向けて、平成31年4月に施行された森林経営管理法（以下「法」という。）に基づき、施業履歴のない人工林の所有者に対し、今後、概ね15年間で、経営管理意向調査を順次実施しますので、お知らせします。

1 調査対象

市内の経営管理されていないすべての私有人工林*の所有者（約5,900人）

※ 平成21～30年度の期間に、間伐などの施業履歴がない私有人工林

2 調査内容

森林の所有状況、森林の境界の把握状況、今後の経営管理意向（自身で管理するか、市に管理を委ねたいか）等を聞くアンケートを実施します。

3 調査計画

- ・ 民間事業者による効率的な林業経営を促進することで、適切に管理された森林を早期に増加させるため、まずは木材生産林が多い地区から調査を実施します。
- ・ 調査を早期に完了させるため、京都市森林組合の管轄エリア（旧京都市域）と京北森林組合の管轄エリア（旧京北町域）を同時並行で進めます。
- ・ 令和3～5年度は、北山地区及び京北山国地区において実施し、令和6年度以降の調査地区は、両地区の実施結果等を踏まえて決定します。

4 調査の実施方法

- ・ 所有者が自ら管理する森林を増やすため、アンケートを配付する前に、地区毎に所有者説明会を開催し、森林経営管理法（森林経営管理制度）や意向調査の趣旨を説明します。
- ・ 説明会に参加された方には会場で直接アンケート票を配付し、参加されなかった方には後日アンケート票を郵送します。
- ・ 調査は、本市が委託する事業者が実施します。

5 今年度の調査スケジュール

令和3年7月 委託事業者の選定・調査準備

8月 調査開始（所有者説明会の開催、アンケート配付）

令和4年2月 調査結果のとりまとめ

(参考1) 調査対象のうち木材生産林（林業経営に適する森林）の面積

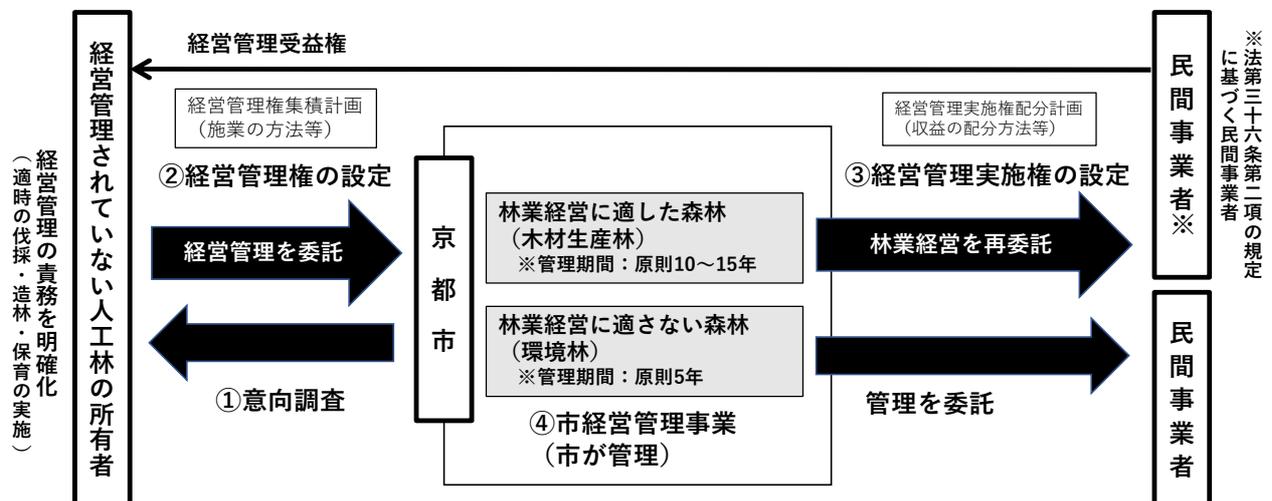
調査地区 (旧京都市域)	木材生産林面積	調査地区 (旧京北地域)	木材生産林面積
北山	940ha	京北山国	290ha
大原	520ha	京北弓削	210ha
花脊	480ha	京北黒田	170ha
鞍馬	360ha	京北周山	130ha
広河原	270ha	京北細野	110ha
雲ヶ畑	260ha	京北宇津	110ha
久多	210ha		
西山	120ha		
東山	110ha		
嵯峨	100ha		

※ 木材生産林：経営管理されていない私有人工林のうち、林道沿いに存在する林業経営に適する森林（平成31年3月末現在）

(参考2) 森林経営管理法（森林経営管理制度）の概要

- ・ 市は、経営管理されていない人工林の所有者に、今後の経営管理の意向を確認する経営管理意向調査を実施する。
- ・ 所有者が市に管理を委ねたいと回答した人工林について、市が経営管理権集積計画を作成し、所有者がそれに合意すれば、市に経営管理権が設定される。
- ・ 市に経営管理権が設定された人工林のうち、林道沿いに位置し林業経営に適する「木材生産林」については、市が民間事業者からの提案を受けて経営管理実施権配分計画を作成し、民間事業者に経営管理実施権を設定する。経営管理実施権配分計画に沿って民間事業者が経営管理を行い、木材の販売収益が生じた場合は、経営管理に必要な経費を除いた利益の一部が所有者に還元される。
- ・ その他の林業経営に適さない「環境林」については、経営管理権集積計画に沿って市が管理を行い、木材の販売収益が生じた場合は、その全額を森林経営管理基金に積み立てる。

- 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、京都市が森林の経営管理の委託を受け
- 林業経営に適した森林は、民間事業者に林業経営を再委託
- 林業経営に適さない森林は、京都市が管理を実施



森林経営管理制度の円滑な運用，市経営管理事業の実施に森林環境譲与税を活用